

新型コロナウイルス感染症に罹患された方の入院共済金のお取り扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

こくみん共済 coop は、2020年4月から実施している入院の特別取り扱い（以下「みなし入院」）について、9月26日（月）以降のお取り扱いを、以下のとおり見直します。

1. みなし入院に関する新たな取り扱いについて

(1) みなし入院による入院共済金のお支払い対象

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方は以下の重症化リスクの高い方に限り、病気入院共済金のお支払い対象となります。

<重症化リスクの高い方（みなし入院の対象となる方）>

- ① 65歳以上
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患による酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

なお、病院に入院をした場合は、引き続き病気入院共済金のお支払い対象になります。

(2) 実施時期

2022年9月26日より実施します。なお、9月25日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方のお支払いは、重症化リスクの高い方に限らず、これまで通りの対応を継続します。

(3) 共済金ご請求の対応について

現在、新しい基準をふまえた請求手続等の詳細について検討中です。

今後実施時期までの間に詳細を整理の上、次のページにてご案内いたします。

<https://www.zenrosai.coop/coronavirus-2.html>

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース	陽性判明日（診断日）	
	9月25日まで	9月26日以降
入院された場合	○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊療養・自宅療養された場合 （みなし入院）	重症化リスクの高い方 （(1)①～④の方）	○ お支払い対象
	上記以外の方	○ お支払い対象
		× お支払い対象外

2. 取り扱いを開始した経緯と今回対応の理由について

(1) みなし入院取り扱い開始の経緯

- ① 当会の入院共済金は、事業規約において、「医師による治療が必要」であること、かつ「病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いする旨を定めています。

- ② 2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症に罹患された方について、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、宿泊施設や自宅での療養が行われることとなりました。
- ③ こうした状況を受けて、宿泊施設や自宅での療養について感染症法上の入院勧告・措置の対象であること等をふまえ、入院が必要にもかかわらず、臨時施設または自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合については「入院」と同等に取り扱い、共済金をお支払いする対応を実施してまいりました。

(2) 取り扱い見直しの理由

- ① この間新型コロナウイルス感染症の流行の中心がオミクロン株に移行する中で、重症化率の低下が見られるなど軽症化している傾向にあります。
- ② さらには今般、政府において、「全数把握の見直し」について、9月26日から全国一律で適用することを決定し、発生届の対象を重症化リスクの高い方に限定するとともに、その政策をwithコロナにむけた新たな段階に移行することとされました。
- ③ こうした状況変化もふまえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、2022年9月26日(月)以降については「みなし入院」による入院共済金等のお支払い対象を重症化リスクの高い方へと見直すこととさせていただきます。なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3. 注意点

今後の法改正等やその他社会情勢に鑑み、この取扱いをさらに変更する場合があります。その場合には、あらためてご案内いたします。